

文化審議会 文化経済部会  
基盤・制度ワーキンググループ  
公的な鑑定評価に関する作業部会

中間とりまとめ

令和5年3月  
文化審議会 文化経済部会  
基盤・制度ワーキンググループ  
公的な鑑定評価に関する作業部会

# 目次

はじめに

## 第1章 美術品の鑑定評価制度に関する基本的な考え方

1. 美術品の公的な鑑定評価制度に係るこれまでの議論の経緯と制度の目的
2. 美術品の鑑定評価における価格評価の現状
3. 美術品の価格の種類・特徴
4. 美術品の鑑定評価における価格評価の手法、手順等について

## 第2章 美術品の鑑定評価における価格評価の手法、手順等

1. 美術品の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についての基本的事項
2. 鑑定評価における価格評価の手法

## 第3章 鑑定評価制度の今後の方向性

1. 令和5年度に作業部会において検討すべき内容
  - (1) 鑑定評価機関の認定方法
  - (2) 認定鑑定評価機関が満たすべき要件
2. その他今後の進め方
  - (1) 試行版等の不断の見直し
  - (2) データベース整備等の文化庁における取組
  - (3) 鑑定評価制度の活用に向けた取り組み

## はじめに

本中間とりまとめは、文化審議会 文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ 公的な鑑定評価に関する作業部会における令和 4 年度末時点での議論を整理したものである。令和 5 年度以降、さらに幅広い関係者の意見を聴取しつつ、試行運用やデータベース等の整備と併せて制度設計を進めていく。

### ● 令和 4 年度の開催状況

第 1 回 令和 5 年 2 月 10 日（金） 10:00-12:00

第 2 回 令和 5 年 2 月 22 日（水） 14:00-16:00

第 3 回 令和 5 年 3 月 10 日（金） 10:00-12:00

### ● 委員名簿

（臨時委員）

◎ 森信 茂樹 東京財団政策研究所研究主幹／財務省財務総合政策研究所特別研究官  
（専門委員）

池上 健 明治大学専門職大学院会計専門職研究科 専任教授

桶田 大介 弁護士（シティライツ法律事務所）

小津 稚加子 九州大学大学院経済学研究院・教授

### ● ヒアリング

#### 第 1 回

一般財団法人東美鑑定評価機構 業務執行理事 岡崎守一 氏

同 監事 木村道哉 氏

Bwac CEO/ARTPLAT@Bwac JAPAN（旧 ARTPLATFORM TOKYO）ディレクター

NMWA 日本委員会 Co-Chair 元米国認定アプレイザー 柏木式子 氏

#### 第 2 回

日本公認会計士協会常務理事 渋谷寿彦 氏

日本税理士会連合会 常務理事・調査研究部長 平井貴昭 氏

同 理事・調査研究副部長 矢ノ目 忠 氏

#### 第 3 回

株式会社三井住友銀行 理事 プライベートバンキング本部長 高橋克周 氏

同 プライベートバンキング企画部 上席推進役 地川浩二 氏

損害保険ジャパン株式会社 コマーシャルビジネス業務部 企業財産グループ 課長代理

齋藤有希 氏

同 海上保険部 貨物保険グループ 課長代理

大伊健太郎 氏

同 企画開発部 課長代理

舟根正浩 氏

### ● オブザーバー

国税庁 課税部 資産評価企画官

## 第1章 美術品の公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方

### 1. 美術品の公的な鑑定評価制度に係るこれまでの議論の経緯と制度の目的

美術品に関する公的な鑑定評価制度については、平成29年度の文化庁委託調査（H29年度調査事業「『我が国の現代美術の海外発信事業』美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業」（以下「H29年度調査」とする。）による論点提起や、その後の各ワーキンググループ（税制ワーキンググループ（令和元年度及び令和2年度）、アート市場活性化ワーキンググループ（令和2年度））における議論を経て、令和2年3月に文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループにおいて検討の方向性がとりまとめられた。同ワーキンググループの報告書（以下「報告書」とする。）においては、当面は法整備を伴わない民間機関の認定を念頭に、近現代美術領域での検討を進めることとされた。これを踏まえて、令和5年2月に基盤・制度ワーキンググループの下に公的な鑑定評価に関する作業部会（以下「作業部会」とする。）を設置し、具体的な制度設計に向けた検討を進め、整理を行った報告が今回の中間とりまとめである。

本中間とりまとめにおける美術品に関する公的な鑑定評価制度の目的は、これまでの検討を踏まえ、①公平で透明なアート市場を支えるインフラを整えることによるアート市場の活性化、②アートの価格の客観性の確保による新たな顧客層の獲得、③信頼性の高い評価手法の確立を通じたアート作品のナショナルアセットとしての価値の可視化としている。

### 2. 美術品の鑑定評価における価格評価の現状

美術品の価格評価については、国税庁の「財産評価通達」においては、「書画骨とう品の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。（略）□に掲げる書画骨とう品以外の書画骨とう品の価額は、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。」と記載があり、また、「公売財産評価事務提要」において、「美術品、宝石、ブランド品、その他これに類する動産について、（略）見積価額が比較的低額と認められる財産で、適当な取引事例があり評価可能と認められるときは、精通者意見等を参考にするなど、合理的かつ簡易な方法で評価して差し支えない。なお、美術品等の評価にあたっては、その種別、作者別、年代別等による市場価格又は類似品の取引における価格を参考として評価すること。」との記載がある。この記載を参考とし、民間における国内での価格評価実務は精通者意見価格が用いられているが、H29年度調査においては、価格算定根拠を示す必要がなく、恣意的な評価が行われやすい実態が指摘されていた。

一方、国際的には、IVS（International Valuation Standards）の公表・改訂にみられるように、不動産や金融商品に関する国際基準が策定されており、美術品分野においても、2021年にIVSC（International Valuation Standards Council）によるperspective paperが公表される等、国際基準形成の動きが進んでいる。こういった状況を鑑み、国境を越えた美術品の取引円滑化に向け、国内評価実務を国際基準に準ずる形式に引き上げる必要があると考えられる。

### 3. 美術品の価格の種類・特徴

美術品には、一般に取引される際の取引価格の他に、評価価格が存在する。これは、美術年鑑の

基準等に基づいて専門家等により算出される価格で、取引価格との間には乖離がある。このように、価格評価実務においては、保険契約時の価格評価や財産債務調書の記載等の場面においてこのような評価価格が用いられる場合もあることに留意する必要がある。

また、作業部会においては、米国の事例調査を基に、目的に応じて異なる評価手法の選択を可能とする仕組みづくりについても議論がなされた。今年度の作業部会においては、まずは主に取引価格について議論を行ったが、試行運用段階において、目的に応じた評価手法・手順の差異を明らかにし、付け加えるべき手法等があれば追加していくこととする。

#### 4. 美術品の鑑定評価における価格評価の手法、手順等について

前述の現状を踏まえ、本作業部会では、価格評価の客観性・信頼性担保、恣意性の排除と検証可能性の向上を目的として、評価者がとるべき手法、手順等について整理し、足元では ABL（動産担保）融資や保険契約時の評価額算定等の活用を促進するためのインフラとして、セカンダリーを含むアート市場の活性化を目指しつつ、同時に税務実務等においても有用なものとなるよう留意して議論を行い、別添「美術品の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版（以下「試行版」とする。）」をとりまとめた。

試行版に関しては、令和 5 年度以降、実証等の形で国内評価実務者からの意見を広く採り入れ、改善を行い、ガイドラインとして本格実施することを想定している。

また、上記の試行的運用を進める過程において、文化庁所管の独立行政法人が所蔵する美術品を対象に運用を行い、ナショナルアセットの可視化を行うことが提案された。

ガイドラインは、今後鑑定評価機関等を公的に認定していくことを念頭に、評価機関の実績を検証可能なものとしていくために活用されることも想定している。試行版に則って作成された価格評価書については、項目ごとの機微設定を行ないつつ、一定の限定された項目での公開や公共性を持ったデータベースへの登録がなされる等の形で検証可能性を高める工夫がなされるべきであり、検証可能性を高めるための具体的な方法については、令和 5 年度の作業部会において検討を行う必要がある。

## 第 2 章 美術品の鑑定評価における価格評価の手法、手順等

### 1. 美術品の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についての基本的事項

作業部会では、美術品の鑑定評価における価格評価について、他の資産に準ずる形で評価手法、手順について整理したものであるが、美術品の価格は、その希少性等から一物一価の法則が必ずしも適用されるものではない。よって、価格評価実務は、価格評価者が様々な資料（根拠）をもとに価格決定のプロセスを説明する行為であり、価格評価の信頼性を上げる取り組みは、そのプロセスの整理により価格決定の正当性の検証可能性を高めるものであると言える。

### 2. 鑑定評価における価格評価の手法

試行版においては、まずは国内評価実務を尊重して①取引事例比較法、②精通者意見価格

の2種類の手法を記載しており、事例資料（過去の取引事例に関する資料）が収集可能な美術品については、基本的に取引事例比較法を適用することとしている。精通者意見価格については、信頼性を高めるための取組として、評価者（精通者）の経験年数や独立性の高い複数名での評価について議論がなされたが、より信頼性の高い仕組みとする方策について引き続き議論を続ける必要がある。

また、外形要件の他に、精通者自身のアカウントビリティを高める仕組み（実績のデータベース登録等トレーサビリティを確保する仕組み）についても次年度以降の検討と整備に向けた取組が必要であることが指摘された。

### 第3章 鑑定評価制度の今後の方向性

#### 1. 令和5年度に作業部会において検討すべき内容

##### (1) 鑑定評価機関の認定方法

鑑定評価機関に対する公的な認定を与える際の方法については、令和5年度に作業部会において検討を進めることとする。現時点では、認定期間の問題（永年認定ではなく更新制をとること等）や、認定根拠（検証可能な実績の提出を認定根拠とすることで検証可能性を上げること）等が論点として考え得る。

##### (2) 認定鑑定評価機関が満たすべき要件

作業部会においては、特に、美術品の評価実務における専門性の高さ等から、他の財に比べて価格決定の正当性が外形的に判断しづらいことが指摘された。そのため、価格評価における非違行為が行われた際の対応（認定取消等）について、入念な設計が必要である。また、対象となる機関が独自に倫理基準を定めることの必要性についても議論がなされた。さらに、今年度の作業部会では取り上げなかった論点として、ガバナンス、アカウントビリティ（評価機関の体制、財務健全性等）、人材育成への取組等があげられる。これらの論点についても、令和5年度の作業部会において議論を行う。

#### 2. その他今後の進め方

##### (1) 試行版等の不断の見直し

試行版の改善及び今後の鑑定評価制度全体の検討にあたっては、国内における評価実務との整合性や美術品の自由な取引を担保する観点から、当面はソフトロー的なアプローチで進め、年単位で不断の改訂を行うこととする。国内における美術品の評価実務は、他国における美術品の評価実務や国内における他の資産の評価実務に比べると未だ発展段階にあることから、本制度の整備が評価実務の形成・促進に繋がり、評価実務の蓄積によるフィードバックが本制度をより良いものとする方向性が望ましい。よって、制度開始当初から強制力を伴う形で制度を固めることは実

情との乖離を招きかねず、試行版の運用から開始し、不断の見直しを行う手法が適切である。

## (2)データベース整備等の文化庁における取組

第2章2.にあるように、価格評価の客観性・信頼性担保にあたっては、基本的には取引事例比較法により類似する事例の資料を用いることが望ましいが、さらにそれら資料が一般に公表されたものであること、また、それらを用いてなされた評価結果が一定の公共性をもった形で登録・公開されることにより、将来にわたっての検証可能性が保証される。よって、ガイドラインの活用促進、ひいては国内で信頼性の高い評価実務が普及するためには、過去の取引事例を参照することができるデータベースの構築が必要であり、作業部会では文化庁が必要な予算を確保し、公的なデータベースの整備に早急に取り組むべきであるという指摘があった。

過去の取引事例については、戦前の「売立目録」（戦前期の売立会の記録。入札・落札価格の記載なし。）を東京文化財研究所が所蔵している他は民間機関等に情報が散在している状況にある。これらについて、公開方法や対象、内容等を精査し、弊害が生じないように留意したうえで、一定の公共性を担保したデータベースとして構築する必要がある。他方で、データベースの維持管理にかかるコストを鑑みると、既存のデータベースが保有している情報をAPIで接続する、データ収集サービスを活用するといった、経済的合理性の高い方法も検討する必要がある。

## (3)鑑定評価制度の活用に向けた取り組み

現在、財産債務調書の提出義務拡大の動きや企業会計における時価評価の定着等により、美術品の価格（時価）評価の活用機会は増加しており、美術品を担保とした融資や美術品を対象とした保険契約の拡大も想定されている。本制度は、こういった現状を踏まえつつ、足元のアート市場の活性化を目的に整備を進めるものであるが、同時に、市場の成長が制度の改訂を促し、制度の整備・活用が市場自体の更なる成長をもたらす、といった形で互いに作用しあって成長していくことが望ましい。また、本制度は自由経済に対して干渉をするものではないが、検証可能性の担保等によって、アートマーケットの過熱を抑制するインフラとして機能することが期待されるものである。よって、次年度以降の議論によって認定された機関は、国内の評価実務に対する積極的な関与が求められる。また同時に、活用促進の側面からは、費用や手続き面等で利用者のアクセシビリティを確保する必要がある。

以上